批評・紹介

歷代刑法志

丘漢平編著

民國二十七年七月刊、上下二册、六四二頁
定價每部肆元、長沙商務印書館發行

本書は編者が其の序に述べて居る處によれば、從來沈家本、程樹德等の諸氏によつて工作せられた二十四史の法律材料編纂の不完全さに慊らずして爲されたものであつて、正史に基く中國法律史的資料の編纂は本書に次いで歷朝律考、歷代折獄事例、歷代恤刑紀、歷朝刑政駁議、歷代司法制度考、歷代法律著述考等の名稱の下に陸續上梓される豫定である。

題名によつて知らるゝが如く、本書は二十四史の刑法志の全文或は拔萃を時代順に配列したものであり、正史に於て刑法志を缺除せるものは之を各本紀、列傳中に索め或は正史以外より補綴してゐる。今本書に收錄せらるゝものを列記すれば次の如くである。但し（）の中は紹介者が便宜上附加したことをお斷りする。

前漢刑法志（漢書刑法志）
附補前漢刑法志（漢書王莽傳）
後漢刑法志（後漢書本紀、列傳）
魏刑法志（三國志魏志本紀、列傳）
晉刑法志（晉書刑法志）
宋刑法志（宋書本紀、列傳）
南齊刑法志（南齊書本紀、列傳）
梁刑法志（梁書本紀、列傳）
陳刑法志（陳書本紀、列傳）
後魏刑罰志（魏書刑罰志）
北齊刑法志（北齊書本紀、列傳）
後周刑法志（周書本紀、列傳）
附錄南北朝刑法志（隋書刑法志、その他）
隋刑法志（隋書刑法志）
唐刑法志（舊唐書刑法志）
附錄唐刑法志（唐書刑法志）
五代刑法志（舊五代史刑法志）
宋刑法志（宋史刑法志）
遼刑法志（遼史刑法志）
金刑法志（金史刑法志）
元刑法志（新元史刑法志）
附錄元刑法志（元史刑法志）
明刑法志（明史刑法志）
清刑法志（清史稿刑法志）

而して上記の各刑法志は、例へば前漢刑法志に於て刑法之由來、刑法不可廢、周秦之刑政以下約三十餘の見出しが掲げられてゐる如く、記事の內容に相當する細い見出しが無數に列擧せられ、何れも本文の上欄に附加せられて居り、且つ原典を其の儘轉載してゐるものは顧序の變更が加へられてはゐないが、適宜拔萃したものは大體に於て或る一定の範疇の下に年代順に配列されてゐるので一覽には頗る便宜である。

今其の內容に就いて一二氣附いた點を言ふならば、先づ其の編纂の杜撰なことである。勿論此の書が一人の手により爲されたものでなくして、多數の人々の共同工作により完成されたものであるからして、此の間に多少の統一を缺くことは已むを得ざることゝしても根本に於て確固たる一定の方針の下に遂行されたかどうか稍々疑はしい。數多き正史の法律關係記事を（但し殆んど各刑法志の轉載ではあるが）收錄した並々ならぬ努力の程は充分に敬意を表するものであるが、史料の再錄に當つては此の種の編纂物に往々見らるゝ粗雜さが注意される。例へば二十四史の法律的史料と言ひ條、第一に史記、南史、北史、新五代史を缺いてゐる。此等は刑法志が缺除せる爲め省略したものと一應は思考されるが、前述の如く之を缺くものは他より塡補し、形式的にも殆んど全部列擧してゐる點から推して、他との均衡上附錄としてでも收むるべきであらう。例へば史記の樂書第二に「刑以防其姦、禮樂刑政其極一也」とあるが如き、當時の刑法理論を察知する上から見ても、當然收めらるべき價値あるものと信ぜられる。次ぎに主節？と附錄との關係であつて、附錄を別に設けた所以が甚だ明瞭でない。前漢刑法志に在つては、附錄の部が單に漢書王莽傳の拔萃であり、其の末尾に顏師古、應邵等の註を二百八十有餘も列記せることの如き、又南北朝のそれは洵に混雜を極め、正史以外の書卽ち冊府元龜刑法部、太平御覽刑法部、通典刑典等の中より引用せる如き、更に梁、陳、北齊に至つては隋書刑法志より採つてゐる結果、次の隋刑法志の本文と重複する醜態を演じてゐるが如きである。又唐に於ては舊唐書を主節とし唐書を從としてゐるに反し、元に在つてはより史料價値の乏しい新元史を主として其の重要性のより高い元史を附錄としてゐること、之は其の序に說かれてゐる通り內容の蕪雜よりも

沿革の叙述の詳細なるに重點を置いたのであるが、附錄設置の間に於ける消息判然としないものがある。尙之は附錄南北朝刑法志に於て特に見られる處であるが引用に際して出典を明示してゐない點である。前者が一二を除くの外正史に刑法志を缺いて居り他より補綴せられたものであることは前述の如くであるが、之を補つた場合殆んど出所を明確に記して居ないので、原典に當るに際して少からず不便を感ずる。惟ふに一貫せる記事を作成する場合に數種の書を引用する爲め、一々出所を擧示することの煩瑣なるを厭ひし故ならんと推察せらるゝが、原典の補訂刪除に當つては必ず其理由を註し出典を明確に指示しおく要あるは言ふを俟たない處である。

斯く看じ來ると本書は種々缺點を有してゐるが、從來殆んど完成され得なかつた二十四史の刑法志を兎も角此れ迄に纒め上げた勞は多とすべきであると同時に之に依つて支那法律發達史を窺知することが比較的容易であり、又無數の見出しは索引的存在價値を有するものとして史料蒐集の場合甚だ便利であることを感謝せねばならない。更に序文に述べられてゐる樣に讀者が本書によつて中國的固有法制精神を深切に認識することが出來るならば、此の編纂に於ける編者の期する處に庶幾せるものと言へよう。茲に本書の上梓を祝福すると共に、前揭歷朝律考以下の刊行の際先きに述べた諸點が是正せられんことを希望して已まないものである。（岡本午一）

Marginalia to the Histories of the Northern Dynasties.

by Peter A. Boodberg
Univ. of California.

其一 Theophylactn Simocatta on China.

紀元六、七世紀のビザンツ史家テオフィラクツス・シモカツタは彼の Historiae 第七卷に東亞の大王國（即ち支那）に關する記述の爲に一節を割いてゐるが、この資料は突厥から獲られたもので、マルコ・ポーロ以前に於ける歐人の支那に關する見聞の尤なるものである。その支那に關する十五項の記事は、事實と虛構との混合であるとされてゐるが、支那史料と對照批判さるべきである。